

鎌倉市廃棄物減量化等推進員

推進員の手引き



令和4年度（2022年度）

鎌倉市 環境部 ごみ減量対策課



目次

1 廃棄物減量化等推進員制度について	
(1) 推進員制度の目的	2
(2) 推進員の役割と仕事	2
(3) 推進員の任期と報償	3
(4) 推進員の人数	3
(5) 事務局	3
2 ごみの分類と処理	
(1) 一般廃棄物と産業廃棄物	4
(2) 廃棄物処理の仕組み	4
3 減量化、資源化推進事業年表	5
4 資源物とごみのQ&A	10
5 環境衛生関係連絡先一覧表	14
6 鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱	15
7 関連法令（参考）	16
8 令和4年度 鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合予定	17

1 廃棄物減量化等推進員制度について

(1) 推進員制度の目的

近年、地球規模の環境保全の観点から、限りある資源の有効利用を図り、廃棄物の発生抑制と減量化、資源化を推進することが重要な課題となっています。本市でも、循環型社会の形成を目指して、この課題に真剣に取り組んでいます。

一方で、クリーンステーションの清潔さ・快適性の維持や不法投棄の防止、散乱ごみ対策など、快適な生活環境を保全するための取組も大切な課題です。

ごみ問題は日々の暮らしに密着したものであり、すべての人が関わる問題です。ごみの減量化、資源化や適正な処理、生活環境の清潔の保持等を図るためには、市民一人ひとりの自覚と協力に基づいた地域ぐるみの積極的な活動が必要です。

「廃棄物減量化等推進員制度」は、推進員の皆さんに市民、事業者と市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化に関する地域社会のリーダーとしての役割を担っていただき、地域に密着した活動を進めながら、快適な生活環境の創造と循環型社会の構築を目指すものです。

(2) 推進員の役割と仕事

- ア ごみの減量化、資源化の促進及び指導に関すること
- イ ごみの適正排出に関すること
- ウ ごみの不法投棄防止に関すること
- エ 市と地域の間での連絡調整に関すること
- オ 会議等の出席に関すること
- カ その他市長が必要と認めた事項

推進員の皆さんには循環型社会の形成に向けて、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進めるために、具体的には次のような活動をお願いします。

【例】

- ア 市民・事業者（自治会、町内会、商店会など）と市との間の連携役
- イ 正しい資源物やごみの分け方・出し方の周知徹底
- ウ 地域のごみ問題や環境問題などの指導
- エ クリーンステーションにおける資源物のごみの排出指導
- オ 生ごみ処理機の普及等の相談役
- カ 各種イベントへの参加、協力

(3) 推進員の任期と報償

- ① 任 期：委嘱日から令和5年（2023年）3月31日まで
（再任を妨げません。）
- ② 報 償：1人年間 5,000円

(4) 推進員の人数

195名（令和4年（2022年）8月29日現在）

(5) 事務局

環境部ごみ減量対策課

所在地 鎌倉市御成町18-10

TEL 61-3396（直通）

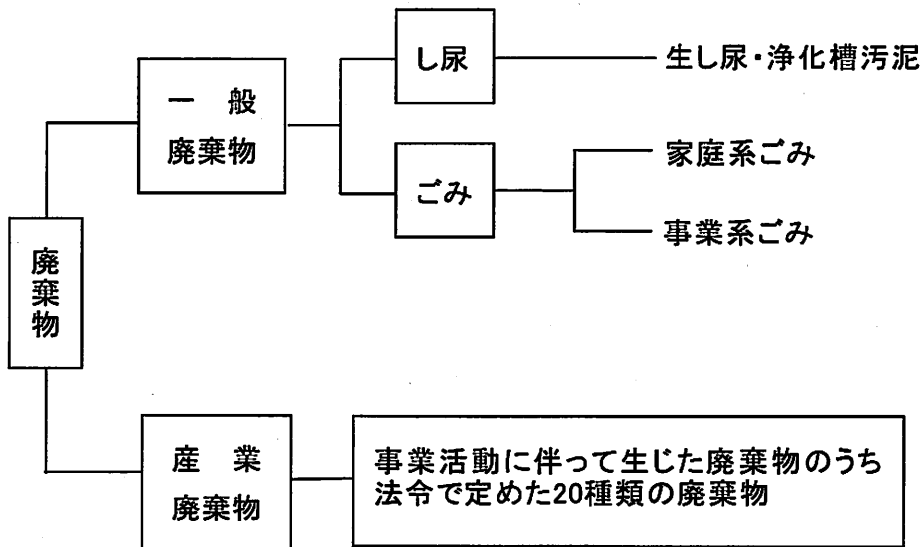
FAX 23-8700（代表）

2 廃棄物の分類と処理

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

廃棄物の分類



(2) 廃棄物処理の仕組み

廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行なわれます。一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、産業廃棄物の処理は都道府県の指導監督のもとに排出事業者やその処理の委託を受けた専門の処理業者が行ないます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）

（昭和45年12月25日法律第137号）

（国民の責務）

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

3 減量化、資源化推進事業年表

年度	事業内容
平成2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイエットかまくら90 開始 ・資源回収奨励金制度の導入 ・生ごみ処理容器のモニター制度による試験的实施
平成3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収奨励金制度の充実 ・生ごみ処理容器購入費助成制度の導入 ・牛乳パックの拠点回収箱の設置 ・資源ごみ別途収集の実施 ・ごみ問題懇談会の設置 ・廃棄物搬入届書制度の実施 ・木くず所外処理（チップ化）の実施
平成4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・植木ごみの堆肥化の試行 ・「鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例」の制定
平成5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化等推進員制度の開始（25名委嘱） ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会の設置 ・多量排出事業者の減量化・資源化計画書の提出 ・減量化、資源化協力店制度の実施
平成6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化等推進員を75名委嘱 ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会の開催 ・資源集団回収の自治会・町内会での取組促進 ・事業系ごみの減量化、資源化の推進
平成7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化等推進員を 100名委嘱 ・廃棄物減量化及び資源化推進審議会の開催・答申 ・資源集団回収の自治会・町内会での取組促進 ・生ごみ処理容器の普及 （新たに電動式処理機を対象に限度額を3万円に） ・本庁舎・小学校に生ごみ処理機導入 ・植木剪定材の堆肥化事業開始（公共事業分） ・庁内機密文書・ミックスペーパーの資源化 ・新分別モデル事業開始（今泉町内会）
平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化等推進員を 148名委嘱 ・市公共施設でのミックスペーパーの回収・資源化 （学校・保育園外全施設） ・植木剪定材の堆肥化事業の拡大（事業系分） ・容器包装を中心とした一般廃棄物排出状況実態調査

平成8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業所のごみリサイクルについての実体調査 ・減量化・資源化協力店制度の促進 (酒販小売店加入) ・資源集団回収の自治会・町内会での取組促進 ・資源集団回収協議会発足
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバルの開催 ・だめシール・エコピーシールの作成、分別の啓発 ・町内会・自治会・商店街等への説明会実施 ・ビデオ「21世紀への贈り物Ⅱ《資源化編》 ～ごみ半減都市かまくら～作製 ・廃棄物減量化等推進員を194名委嘱 ・ミックスペーパー回収袋の全戸配布 ・ごみの分類の3分別を細分化し5分別とする新しい分別収集の実施 ・資源集団回収を市内全域で実施 ・生ごみ処理容器購入費助成金の限度額を3万円から4万円に改定
平成10年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェスティバルの開催 ・ミックスペーパー収納袋の全戸配布 ・資源集団回収奨励金額の変更(団体4円→2円) ・廃棄物減量化等推進員を194名委嘱 ・広報ごみ特集号発行 ごみ半減は「2005年⇒2002年へ」早期達成 ・クリーンステーションに分別の啓発用パネルを設置
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収の品目統一、クリーンステーションの利用 ・廃棄物減量化等推進員を195名委嘱 ・ごみ半減計画の策定 ・焼却残渣の溶融固化実験及び試行実施
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却残渣全量溶融固化実施 ・廃棄物減量化等推進員を197名委嘱 ・広報ごみ特集号発行 ・資源集団回収の収集日を月2回に統一 ・資源集団回収奨励金額の変更(団体2円→1円) ・ごみの減量化・資源化を進める市民会議発足 ・ペットボトルの分別収集開始 ・植木剪定材に係る受入れ代金徴収開始(事業者搬入分1kg7円)

<p>平成13年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を197名委嘱 ・ 非電動型生ごみ処理機購入費助成率の引き上げ（50%→90%） ・ ごみ減量化・資源化キャンペーン開始 ・ ごみ半減計画推進対策本部設置 ・ ごみ半減化達成重点項目アクションプログラム策定 ・ ごみ半減出前説明会開始 ・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会設置 ・ ごみ半減非常事態宣言 ・ 廃棄物減量化及び資源化推進審議会一次答申 ・ 声かけふれあい収集開始 ・ 事業系多量排出事業所訪問・事業系一般廃棄物排出量等調査開始 ・ 植木剪定材堆肥化事業 事業系、竹・笹・シュロ類受け入れ開始 ・ ごみ半減計画の見直しを市長が表明 ・ 資源回収奨励金制度廃止
<p>平成14年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ半減計画見直しに関する説明会を開催 ・ 循環型社会形成推進協力金制度創設（平成14年度、15年度のみ） ・ 資源回収を市の委託事業へ移行 ・ 電動型生ごみ処理機購入費助成率の引上げ（50%→75%） ・ 名越クリーンセンターダイオキシン類削減対策工事完了 ・ 今泉クリーンセンター改修計画策定調査実施 ・ ごみの自区外処理開始 ・ 今泉クリーンセンター改修計画基本方針策定 ・ 植木剪定材受入代金改定（7円→8円）
<p>平成15年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を212名委嘱 ・ 一般廃棄物処理手数料改定 （事業者等が自ら処理施設に搬入するとき10円→13円） ・ 植木剪定材受入代金改定（8円→10円） ・ 家庭系ごみ質組成調査 ・ 容器包装プラスチックの分別収集を一部地域で試行実施 ・ 資源物の毎週収集を実施 ・ 生ごみ処理機の購入助成制度の変更（指定協力販売店の廃止）
<p>平成16年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を205名委嘱 ・ 事業系し尿清掃手数料改定（36%400円→600円） ・ 植木剪定材受入代金改定（10円→11円） ・ 3R推進事業奨励金交付制度創設 ・ 今泉クリーンセンターダイオキシン類削減対策工事完了 ・ ごみの自区外処理終了

平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を216名委嘱 ・ 家庭系ごみ質組成調査の実施 ・ 容器包装プラスチックの分別収集を全市実施 ・ 紙類分別強化期間の実施
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を209名委嘱 ・ 生ごみ分別収集モニタリング調査の実施 ・ 植木剪定材受入代金改定（11円→13円） ・ 紙類分別強化期間の実施 ・ 第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の策定
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を204名委嘱 ・ 家庭系ごみ質組成調査の実施 ・ 使用済み食用油の分別収集を実施 ・ 紙類分別強化期間の実施
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を205名委嘱 ・ 紙類分別強化期間の実施
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を204名委嘱 ・ 家庭系ごみ質組成調査の実施 ・ 資源物分別強化期間の実施
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を189名委嘱 ・ 「家庭用生ごみ処理機のご利用について」アンケートの実施 ・ 事業系ごみ（燃やすごみ）に混入する資源物等の調査の実施
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を194名委嘱 ・ ごみ処理基本計画の中間見直し ・ ミックスペーパー排出袋の見直し ・ 竹・笹・シュロ類のクリーンステーション収集開始
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を203名委嘱 ・ 戸別収集モデル事業の実施 ・ 生ごみ処理機直接販売制度の開始 ・ 自走式コンベアごみ投入検査機による事業系ごみの検査開始 ・ 布団、畳、木質廃材の資源化処理の開始
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を219名委嘱 ・ ごみの収集運搬許可業者と排出事業者（飲食店等）への指導の強化 ・ 第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(中間見直し)再構築 ・ 鎌倉市ごみ焼却施設基本構想の策定 ・ 家庭系ごみの戸別収集・有料化等及び事業系ごみ処理手数料の改定等実施計画の策定

平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を213名委嘱 ・ 家庭系ごみ（燃やすごみ・燃えないごみ）の有料化決定（1㍻2円） ・ 事業系ごみの処理手数料改定（13円/kg→21円/kg） ・ 製品プラスチックの分別収集を全市実施 ・ 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の策定に着手 ・ 今泉クリーンセンター焼却停止
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を224名委嘱 ・ 家庭系ごみの有料化開始
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を214名委嘱 ・ 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の策定
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を211名委嘱 ・ 製品プラスチック及び布類の対象品目を拡大 ・ 事業系ごみの処理手数料改定（21円/kg→25円/kg）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を211名委嘱 ・ かまくらプラごみゼロ宣言
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を211名委嘱 ・ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)の策定 ・ 鎌倉市気候非常事態宣言
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を195名委嘱 ・ 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の見直し ・ 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画の策定
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量化等推進員を195名委嘱 ・ 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の改定 ・ 鎌倉市食品ロス削減協力店登録制度の創設

4 資源物とごみのQ&A

Q1 引越しや片付けで臨時に多量の資源物やごみが出たときの出し方は？

A 引越しや大掃除などで臨時に出る多量の片付け資源物やごみは、「資源物とごみの分け方・出し方」による区分に分けて、クリーンセンターに回収を申込み、ご自分でクリーンセンターに持ち込んでください。いずれも有料になります。処理手数料は現金払いとなりますので、有料袋（指定収集袋）に入れないようにお願いいたします。

①市に収集を依頼する場合（予約制）

担当クリーンセンター（資源物とごみの分け方・出し方を参照）へ電話して、収集を予約してください。排出場所での立ち合いが必要です。

②持ち込みの場合（予約制）

名越または今泉のクリーンセンターに連絡して、持ち込みを予約してください。持ち込みができるのは、月～金曜日（祝日含む）8：30～11：30、13：00～16：00、土曜日（祝日含む）8：30～11：30です。なお、土曜日は電話の対応を行っておりませんので、ご注意ください。

名越クリーンセンター： 0467-24-1097

今泉クリーンセンター： 0467-44-5344

Q2 クリーンステーションの位置を移動したいときはどうしたらいい？

A クリーンステーションは、利用される皆さんの協力により維持・管理を行っていただいています。利用する皆さんで設置位置などを十分話し合ってください。意見がまとまりましたら地区担当のクリーンセンターまでご連絡ください。クリーンセンターでは収集作業の安全性や収集車両通行等の確認を行い、支障がなければクリーンステーションとしての使用が可能になります。クリーンステーションは概ね20世帯につき1カ所の割合で設けられています。

Q3 ごみの不法投棄をみかけたらどこに連絡するの？

- A** ごみの不法投棄を見つけましたら、環境保全課（61-3443）までご連絡ください。
（クリーンステーションへの投棄はクリーンセンターにご連絡ください。）あまりにひどい状況の時には、鎌倉又は大船警察署の生活安全課にも通報してください。

〔通報先 鎌倉警察署 23-0110 大船警察署 46-0110〕

ごみの不法投棄は、投棄したごみによって、5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金が課せられます。市では不法投棄防止の立看板の設置やパトロールを行なっていますが、不法投棄を防止するには地域ぐるみでの市民の皆さんの協力が必要です。

Q4 植木剪定材からできる堆肥はどこで配布しているの？

- A** 植木剪定材受入事業場のほか、次の各所で配布しています。袋とスコップをご持参になり、ご自由にお持ちください。（配布量はお一人45リットルのごみ袋で3袋までです。）

配布日時：月～金曜日（祝祭日を除く） 午前8時30分～午後5時

（植木剪定材受入事業場は午前8時30分～午後4時30分）

配布場所：笛田リサイクルセンター、深沢クリーンセンター、今泉クリーンセンター、市役所本庁舎、腰越行政センター、大船市民農園

Q5 カラスネットの上手な使い方を教えて！

- A** 有効なカラス対策として、ごみ袋をカラスネットでくるむようにして、隙間が開かないよう四隅をおもりで固定するやり方があります。また、ペットボトルに水を入れ、カラスネットにひもで結びつけると便利です。中の水はクリーンステーションの清掃用にも使えます。

ごみを回収した後のカラスネットをそのまま放置すると、交通や歩行者の障害となり事故につながる恐れがあります。景観的な問題もありますので、できるだけ当番の方が家に持ち帰って管理をしてください。

Q6 カラスネットの申し込みの方法は？

- A** 市では、カラス対策としてカラスネットの貸し出しを行っています。カラスネットの新規申し込み及び破損等による交換は、地区担当のクリーンセンターにご相談ください。

Q7 「燃えないごみ」と「危険・有害ごみ」の違いは？

- A** 「燃えないごみ」は飲食用以外のカン・ビン、金物類、傘、陶磁器、ガラス製品、小型の家電製品（一辺の長さがおおむね50cm未満のもの）、汚れがひどいカン・ビン、ビンのふたや金属のふたなどです。

「危険・有害ごみ」は、取扱いに注意が必要なものであり、①蛍光灯、②乾電池、③体温計・温度計、④スプレー缶・カセットボンベ、⑤割れたガラス製品・陶磁器、刃物類、電球などが当てはまります。

「燃えないごみ」は有料袋（指定収集袋）で出させていただきますが、「危険・有害ごみ」は一緒に袋に入れると危ないため、それぞれ分けていただいたものを無料で回収しています。①は購入した箱または紙で包んで「蛍光灯」、「電球」と記載してお出してください。②、③、④はそれぞれ透明・半透明の袋に入れてお出してください。⑤は紙で包んで「キケン」と記載してお出してください。

Q8 市で収集できないもの（排出禁止物）の処理はどうしたらいいの？

- A** オートバイ、バッテリー、ガスボンベ、タイヤ、コンクリート、ブロック、廃油、薬品、農薬などの排出禁止物は販売店で引き取ってもらうか、専門の業者に処理を依頼してください。業者の連絡先については、ごみ減量対策課（61-3396）までお問い合わせください。

Q9 事業所からでるごみはどうやって処理するの？

- A** 事務所、商店、飲食店等の事業活動に伴って出るごみ（一般廃棄物）は、廃棄物処理法の定めにより自らの責任で適正に処理しなければなりません。自家処理ができない場合には、次の方法で処理してください。

①市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託する。

②名越クリーンセンター又は今泉クリーンセンターに自ら持込む。

事業所から出るごみは、原則として有料での個別収集となり、クリーンステーションに出すことはできません。事業活動に伴って出るごみの処理については、ごみ減量対策課までお問い合わせください。

Q10 紙おむつや清掃ごみはどうやって出すの？

A 育児や介護用で使った紙おむつ（ペット用は除く）は、有料袋に入れず透明・半透明の袋に入れて燃やすごみの日にお出してください。無料で収集しています。紙おむつとして出せるものは、紙おむつに付随して尿とりパッドやリハビリパンツなどが該当します。

市民の皆様が道路やクリーンステーションを掃除して頂いた時に出る清掃ごみは、植木剪定材、燃やすごみ、ビン、カン、といった品目ごとに出してください。清掃して出た燃やすごみと燃えないごみを出す場合は、有料袋に入れず、透明・半透明の袋に「清掃ごみ」と書いて出してください。

5 環境衛生関係連絡先一覧表

内 容	連 絡 先
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化、資源化について ・ごみやし尿についての連絡、相談 ・ごみの分別について 	ごみ減量対策課 TEL 61-3396 FAX 23-8700
<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉、腰越、深沢（山崎地区はうぐいす山のみ）地域の資源物とごみの収集、処理 ・粗大ごみの収集依頼、クリーンステーションに関する相談 	名越クリーンセンター TEL 24-1097 FAX 23-6077
<ul style="list-style-type: none"> ・大船、玉縄地域、山崎地区（うぐいす山を除く）の資源物とごみの収集、処理 ・粗大ごみの収集依頼、クリーンステーションに関する相談 	今泉クリーンセンター TEL 44-5344 FAX 45-7110
<ul style="list-style-type: none"> ・ し尿の収集 	(株) 神中運輸 TEL 22-2205
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の清掃 	(株) 神中運輸 22-2205 浜設備興業(株) 45-3326
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの不法投棄の通報、落書きの通報 ・ 地域清掃、まちの美化 ・ 騒音、振動及び悪臭等の公害 	環境保全課 TEL 61-3443 FAX 23-8700

鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市廃棄物の減量、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、鎌倉市廃棄物減量化等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員の委嘱人数については、自治会・町内会の世帯数又は事業者団体の事業者数が500ごとに1人とする。ただし、団体ごとの最低人数は1人とする。

- 2 推進員は、自治・町内会及び事業者団体の推薦を受け、地域性を考慮して市長が委嘱する。
- 3 推進員の委嘱は、委嘱状を交付することにより行うものとする。

(任期)

第3条 推進員の任期は、委嘱日から委嘱日の属する年度の最終日までとする。

- 2 推進員は、市長が認めた場合、再任されることができる。

(活動)

第4条 条例第13条第2項に規定する推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること。
- (2) ごみの適正排出に関すること。
- (3) ごみの不法投棄防止に関すること。
- (4) 市と地域との連絡調整に関すること。
- (5) 会議等の出席に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項。

(解職)

第5条 推進員が次の事項に該当したときには、推進員の委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員本人が転居等により、活動が不可能なとき。
- (2) その他市長が認めたとき。

(報償)

第6条 推進員の報償は、1年度につき5,000円とする。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、推進員担当課で処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

7 関連法令（参考）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）

（昭和45年12月25日法律第137号）

（廃棄物減量等推進員）

第5条の6 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例

（平成4年12月19日条例第8号）

（廃棄物減量化等推進員）

第13条 市長は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持について熱意と識見のある者のうちから、廃棄物減量化等推進員を委嘱する。

- 2 廃棄物減量化等推進員は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行う。

令和4年度 鎌倉市廃棄物減量化等推進員会合等予定

新型コロナウイルスの感染予防のため、今年度の開催時期は未定となっております。開催が決定し次第改めてご連絡いたします。よろしくお願いいたします。